

Q&A

1 補助対象者について

質問	回答
現在、糸島市に住んでいますが、購入した時は別の自治体に住んでいました。補助対象になりますか？	申請日時点で糸島市に住民票を有していれば対象になります。 ただし、1年以内に糸島市以外の自治体に住民票があった方は、別途必要な書類がありますので、申請前に問い合わせてください。
過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除のために医療用ウィッグや補整下着を購入したのですが、補助対象になりますか？	令和5年4月1日以降に購入したものであり、購入日の翌日から1年以内に申請したものであれば対象になります。 令和5年度に限り、令和3年4月1日～令和5年3月31日に購入したものであり、令和6年3月31日までに申請したのも対象になります。 また、診療明細書の写しなどがん治療を受けていることが分かる書類の写しが必要です。
補助対象者に年齢制限はありますか？	ありません。ただし、未成年者が対象となる場合は、法定代理人（親権者、未成年後見人）が申請者となります。
今回補助を受けた後に、再発や転移で再度医療用ウィッグや補整具が必要になった場合は、補助対象になりますか？	申請は、1人1区分1回です。補助を受けた区分は対象になりません。

2 補助対象用具について

質問	回答
補助対象の用具は、何個買っても対象になりますか。	個数制限はありませんが、補助額は購入した物の合計金額の半額と各区分の上限額を比べて、金額が低い方となります。
消費税分は補助対象になりますか？	本体価格＋消費税が補助対象金額となります。
送料や付属品は対象になりますか？	対象になりません。購入費用から送料や付属品の額を差し引いた金額が補助対象となります。
医療用ではないウィッグは対象になりますか？	対象になりません。
ウィッグを購入しましたが、医療用か分かりません。違いは何ですか？補助の対象になりますか？	「医療用ウィッグ」は、抗がん剤治療等による脱毛など、何らかの治療中や病状に合わせて使用されるウィッグのため、見た目やつけ心地、機能性、品質などの違いがあります。購入または購入を検討している店舗に確認してください。「医療用ウィッグ」が補助の対象となります。「医療用ウィッグ」と明記された領収書の提出をお願いします。
部分用ウィッグでも補助対象になりますか？	医療用ウィッグであれば、対象になります。
医療保険（健康保険）で購入した弾性着衣だけでは足りないので、自費で買い足しました。補助対象になりますか？	自費で購入したもののみ対象になります。
乳房再建手術を受けました。手術費用は補助対象になりますか？	手術費用は対象になりません。自分で装着する人工乳房や人工乳首等は対象になります。

3 申請に必要な書類

質問	回答
領収書・明細書に必要な項目は何ですか？	宛名（補助対象者の氏名）、購入日、金額、金額の内訳（「医療用ウィッグ：〇,〇〇〇円」等）、領収書発行者の名称及び住所の記載があることを確認してください。
クレジットカード決済やインターネットで購入しました。領収証がありませんがどうしたらよいですか？	原則として領収書及び明細書が必要なため、購入先に領収書と明細書の発行を依頼してください。領収書が発行されない場合は、購入内容及び支払い内容が確認できる書類を提出してください。 ■購入内容が確認できる書類： 購入した用具が掲載されているパンフレットやカタログ ■支払い内容が確認できる書類： レシート、クレジットカード利用明細書、インターネット購入の場合は、注文の受注確認のメールを印刷したものや納品書等の書類を提出してください。

4 その他

質問	回答
医療用ウィッグや補整具にどんなものがあるのか、どれを選んだらよいのかわかりません。また、治療や療養生活についても悩んでいます。どこに相談したらよいでしょうか。	がん診療連携拠点病院に設けられている「がん相談支援センター」で相談できます。その病院で治療を受けていなくても相談は可能です。なお、それぞれ相談料はかかりません。電話での相談もできます。 【福岡県内のがん拠点病院・がん相談センター】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gansoudanshiensenta.html